

国籍条項をふっとばせ

1996年7月3日、原告は不当な高裁判決に対して最高裁へ上告しました。最高裁の判決はいつ審理されるのか、いつ判決がでるのか全くわかりません。我々「考える会」も待ちの体勢になっています。ここで原告の李 鎮哲さんの提案もあり、公務員の国籍条項撤廃問題に取り組むことにしました。

そもそも「当然の法理」という法律にない排除のための理論を拡大解釈して、「地方公共団体の意思形成への参画には日本国籍を必要とする」ということにしてしまったわけです。地方公務員法には資格として国籍が必要だとは書かれていないのです。

もちろん、参政権があれば、議員にもなり得ますし、これは地方自治体の特別職につくわけですから公務員の国籍条項は自ずと必要なくなります。しかし現在の状況——司法が、参政権を付与することは憲法の許容する範囲内にある＝立法がおやりになればよいといっているのですが——この政治状況では当分定住外国人の参政権についての政治面での討議はまだまだ遠いと言わざるを得ません。

当面福井県での国籍条項撤廃に取り組んで行きますので、ご支援よろしくお願ひします。

福井県各市町村の職員採用における国籍条項の実態

一部撤廃	県	58職種
一部撤廃	福井市	現業職 施設員 調理員 衛生員 応接員 管理員 保育調理師
	勝山市	
	大野市	
	敦賀市	医師 歯科医師看護婦・士 准看護婦 清掃員 助産婦 診療放射線技師 理学療法士 衛生員 作業療法士 歯科衛生士 調理員 自動車運転手
全職種有	武生市	
	鯖江市	
	小浜市	
全面撤廃	芦原町	
	名田庄村	
全職種有	その他の25町村	

ただし県で3名県立大教授、助教授2名

敦賀市で医師の1名の採用のみ

1996年12月調べ

県人事課の話

現在でもかなりの専門職について撤廃している。さらに職種を広げたい。一般行政職については公権力の行使の点で多くの職務について整理が困難だ。今は検討の段階としか言えない。他の都市のやり方では将来的な問題が残る。

福井市職員課の話

一般職の撤廃についても検討している段階であるので、早ければ来年度の可能性もある。管理職になれないことは問題がある。十分に検討したい。

講演会

—国籍条項撤廃の現状と問題点—

講師 岡崎 勝彦氏 (島根大教授)
 日時 10月10日 (金) 午後1時半
 場所 県民会館 305号室
 主催 在日外国人の参政権を考える会 福井



岡崎氏の横顔

国籍条項撤廃の県・政令市の運用			
新たに受験可能となった職種	受験できない職種	昇進の制限 (昇進が可能な職数・最高ポスト)	任用可能職員数 (全職員中の割合)
川崎市 一般事務職など16	消防職	課長級以上は決裁権のない職 (256ポスト・局長級)	1万3260人 (80%)
横浜市 事務職など12	消防職、衛生監視員	課長級以上は公の意思にかかわる決裁権のない職 (今年度中に明示・局長級)	2万4700人以上 (85%以下)
大阪市 事務職など3	消防職	課長級以上は専門・技術・定型的な職 (明示せず・局長級)	3万7000人 (73%)
神戸市 一般行政職など10	消防職	課長級以上は決裁権のない職 (420ポスト・局長級)	1万5650人 (78%)
神奈川県 行政職など13	建築職など14	課長級以上は決裁権のない職 (450ポスト・部長級)	1万1600人 (75%)
高知県 行政職など33	なし	知事の裁量で個別判断	同左

参政権裁判の模擬証人として、また鑑定意見書でお馴染みの岡崎先生は公務員の就任権の問題でも早くから精力的にとりくんでおられます。この方面の運動の理論的支柱でもあります。全国の話が伺えます。

自治省見解—公権力の行使、公の意志の形成への参画には日本国籍が必要である。

地方行政はかなりの部分が住民へのサービスであり、一般職で撤廃をしてもなら差し支えのないものが多い。しかし参政権獲得運動の立場では「当然の法理」から導かれたこの見解は絶対に容認できない。

川崎方式—自治省見解に沿った形で182の職務を除いた一般職で撤廃した。昇進は課長以上できない。他の自治体ではそれぞれ職務を検討して、神戸市や横浜市ではさらに昇進の枠が緩い。

新たなる差別を生むという批判も強い。現にこの方式で定着する趨勢である。しかし完全撤廃でスタートを切れず、現実との狭間で川崎市でもさらに条件なしの撤廃に向けて市民団体は運動を進めている。他の自治体においても同様に新たに闘争する構えのようだ。

高知県—橋本知事の完全撤廃に対し、人事委員会が「公権力の行使」に当たる業務への配置を制限する原則を決めていると伝えられている。

完全撤廃を打ち出して2年間、自治省、県人事委員会と交渉して今年撤廃できたもの。知事は「当然の法理」は法規範性を持っていない。と議会で答弁しており従って自治省見解を批判している。

財政
 難
 です。
 会費
 納入
 お願い。